

# 江東区持続化支援家賃給付金 申請受付要項

一定の要件を満たす区内中小企業者<sup>(※)</sup>に対して、事務所や店舗の家賃負担を軽減するための資金を給付します。

※ 中小企業者・・・中小企業基本法上の中小企業者を指し、NPO法人、医療法人、一般社団法人等を含みません。

<b>受付 期限</b>	<b>9/30</b> WED	<b>給付 金額</b>	<b>30</b> <small>定額</small> <b>万円</b>	(住居兼用の場合)
			<b>20</b> <b>万円</b>	
※事業所の数によらず1事業者当たり1回				

## 申請要件

本給付金を申請するためには、申請者が、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 本店所在地(個人事業主の場合は住所)が区内に所在していること。
- 開業日が令和2年4月10日以前であること。
- 令和2年2月から同年6月までの任意の一月(以下「対象月」という。)の売上高等が、その前年同月(平成31年2月1日以降に開業した者にとっては、対象月の前月以前の任意の一月)における売上高等と比較して20%以上減少し、又はセーフティネット保証4号認定を取得していること。
- 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等でないこと。
- 暴力団が実質的に経営に参画していないこと。
- 東京都感染拡大防止協力金の申請要件を満たしていないこと。**
- 事業を行うに当たり、必要な許認可等を適法に受けていること。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第45条第4項の規定に基づく施設名称等の公表を受けていないこと。

### ① 平成31年1月以前に開業した場合



### ② 平成31年2月以降に開業した場合 (例として、令和元年8月開業・減収月を5月とした場合)



また、支給対象の事務所等は、次の要件を満たす必要があります。

- 区内に所在していること。
- 申請者の自己名義の賃貸借契約又は転賃貸借契約に基づく使用权を有すること。
- 事務所等の賃貸借(転賃貸借)の期間の始期が令和2年4月10日以前であること。
- 申請者の事業用途以外の目的(事業主の居住用途を除く。)と兼用しないこと。
- 賃貸人・転貸人が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ・申請者の事業主若しくはその3親等以内の親族又は事業主が代表、役員等を務める会社その他の団体
  - ・申請者のグループ会社
  - ・申請者又はそのグループ会社の役員又は従業員

## 申請方法

以下の書類を揃え、郵送にて、受付期間内(必着)に、ご申請ください。

可  
郵  
送

- 江東区持続化支援家賃給付金支給申請書兼請求書
- 賃貸借契約書又は転貸借契約書の写し
- 登記事項証明書(法人の場合)
- 住民票及び開業届出書の写し(個人の場合)  
※ 本給付金の申請にあたり取得する住民票については、窓口で取得する場合、手数料が無料となります。詳しくは江東区ホームページをご参照ください。
- 売上高等の減少を証する書類(売上試算表、総勘定元帳等)又はセーフティネット保証4号認定書の写し

あて先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区地域振興部経済課 家賃給付金担当

- ※ 郵送でのみ申請可能です。窓口での申請は受け付けていません。
- ※ 書類に不備があると、給付が遅延したり、申請が却下となる場合がありますので、提出前によくご確認ください。
- ※ 虚偽の記載などの不正な方法により給付を受けた場合、支給された給付金の全額返還に加え、追加の違約金をお支払いいただく場合があります。

## お問合せ先

江東区持続化支援家賃給付金コールセンター

TEL

**03-3647-8599**

土日祝を除く、  
9:00から17:00

別記第1号様式 (第6条関係)

令和2年 月 日

江東区長 殿  
申請者

申請印兼請求印

名称又は屋号			
所在地又は住所	江東区		
代表者氏名		業種	
事務所等所在地	江東区	<input type="checkbox"/> 住居兼用	
電話番号			
メールアドレス			



※実印を押印してください。  
(個人は認印も可)

※事務所等が事業主の住居と兼用されている場合は「住居兼用」にチェックを入れてください。

江東区持続化支援家賃給付金支給申請書兼請求書

私は、江東区持続化支援家賃給付金の支給要件を満たしますので、江東区持続化支援家賃給付金支給要綱第6条の規定に基づき、給付金の支給を申請及び請求します。

※確認の上、チェックを入れてください。

1 誓約事項(支給要件等確認)

- 売上高等が20%以上減少しています。  
減収前( 年 月) 円 減収後( 年 月) 円 減収率 %
- 大企業が実質的に経営に参画していません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等ではありません。
- 暴力団が実質的に経営に参画していません。
- 東京都感染拡大防止協力金の申請要件を満たしていません。
- 偽りその他不正な方法により支給を受けたときは、給付金の全額を返還するとともに、区長の定める違約加算金(最大で給付金と同額)を支払います。
- 給付金の支給を受けた日の翌日から起算して6月以内に給付要件を喪失したときは、区長に届け出るとともに、給付金の全額を返還します。

江東区持続化支援家賃給付金の支給を受けるに当たり、上記について、誓約いたします。

記入者氏名

(印)

2 添付書類(コピー可) ※提出された書類は、一切返却いたしません。

- 賃貸借又は転貸借契約書(写)  住民票及び開業届出書の控え(写)(個人)
- 登記事項証明書(法人)
- 売上高等の減少又はセーフティネット保証4号認定の取得を証する書類

3 振込先

給付金は、申請者名義の下記口座に振り込み願います。

口座名義(加効)			
金融機関名	銀行 / 信用金庫 / 信用組合	金融機関コード	
支店名	店 / 営業所	支店コード	
口座番号	口座の種別	普通 / 当座	

※振込を確実にするため、可能な方は、金融機関名・口座番号・口座名義人のわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写しを添付してください。

# 申請書記載例

## 別記第1号様式（第6条関係）

令和2年6月22日

江東区長 殿  
申請者

名称又は屋号	株式会社 江東商事		
所在地又は住所	江東区 ※法人は本店、個人は住民票上の住所を記載		
代表者氏名	深川 太郎	業種	タピオカ・カフェ
事務所等所在地	江東区 ※対象となる事務所等の所在地を記載 <input type="checkbox"/> 住居兼用		
電話番号	03-3647-9111		
メールアドレス	koto@city.koto.lg.jp		

### 申請印兼請求印



※実印を押印してください。  
(個人は認印も可)

※事務所等が事業主の住居と兼用されている場合は「住居兼用」にチェックを入れてください。

## 江東区持続化支援家賃給付金支給申請書兼請求書

私は、江東区持続化支援家賃給付金の支給要件を満たしますので、江東区持続化支援家賃給付金支給要綱第6条の規定に基づき、給付金の支給を申請及び請求します。

※確認の上、チェックを入れてください。

### 1 誓約事項(支給要件等確認)

- 売上高等が20%以上減少しています。  
減収前(R1年4月) 1,000,000円 減収後(R2年4月) 500,000円 減収率 50.0%
- 大企業が実質的に経営に参画していません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等ではありません。
- 暴力団が実質的に経営に参画していません。
- 東京都感染拡大防止協力金の申請要件を満たしていません。
- 偽りその他不正な方法により支給を受けたときは、給付金の全額を返還するとともに、区長の定める違約加算金(最大で給付金と同額)を支払います。
- 給付金の支給を受けた日の翌日から起算して6月以内に給付要件を喪失したときは、区長に届け出るとともに、給付金の全額を返還します。

江東区持続化支援家賃給付金の支給を受けるに当たり、上記について、誓約いたします。

記入者氏名 経理部 城東 花子



### 2 添付書類(コピー可) ※提出された書類は、一切返却いたしません。

- 賃貸借又は転貸借契約書(写)  住民票及び開業届出書の控え(写)(個人)
- 登記事項証明書(法人)
- 売上高等の減少又はセーフティネット保証4号認定の取得を証する書類

### 3 振込先

給付金は、申請者名義の下記口座に振り込み願います。

口座名義(かか)	カ)コウトウシヨウシ										
金融機関名	江東 (銀行)信用金庫 / 信用組合						金融機関コード	9999			
支店名	東陽支 (店) / 営業所						支店コード	999			
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座の種類	(普通) / 当座		

※振込を確実にするため、可能な方は、金融機関名・口座番号・口座名義人のわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写しを添付してください。

## よくある質問 (FAQ)

Q.1

申請から支給まで  
どのくらいかかりますか？

A

申請から振込まで、3週間程度かかる  
予定です。また、申請状況により前後す  
る可能性があります。

Q.2

対象となる「事務所等」には  
何が含まれますか？

A

事務所、店舗、工場のいずれかのみが含  
まれ、駐車場や倉庫は含まれません。

Q.3

住居兼事務所は  
対象になりますか？

A

事業主の方の住居として兼用している  
ものは対象となります。

Q.4

本店(住所)と事務所等のどちらかが  
区外の場合、対象になりますか？

A

本店(個人の場合は住所)と事務所等の  
所在地の両方が区内にあることを要件  
としているため、対象になりません。

Q.5

東京都の感染拡大防止協力金を  
もらっていないければ対象となりますか？

A

実際に都の協力金を受給していなくて  
も、受給の要件を満たしている(いた)  
場合は対象となりません。

Q.6

複数の店舗を経営していますが、  
店舗数分の給付金を受給できますか？

A

店舗の数にかかわらず、1事業者当  
たり1回しか受給できません。

Q.7

国や都の実施する、他の給付を  
受けていても受給できますか？

A

東京都の感染拡大防止協力金を除き、  
他の給付と併せて受給できます。  
ただし、他の給付に関する要件は、実施  
主体にご確認ください。

Q.8

申請は、支店長や工場長でも  
できますか？(法人)

A

申請できるのは、代表者に限ります。

Q.9

代表者の個人口座に  
振込することは可能ですか？(法人)

A

振込先口座は、法人名義の代表口座に  
限ります。

ご不明な点がございましたら、コールセンター(03-3647-8599)に  
お問い合わせいただくか、江東区ホームページをご参照ください。